

# 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

日本E R I 株式会社

# 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条（趣旨）
- 第2条（基本方針）
- 第3条（判定の業務を行う時間及び休日）
- 第4条（事務所の所在地）
- 第5条（判定の業務を行う区域）
- 第6条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

### 第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
- 第8条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
- 第9条（判定の実施方法）
- 第10条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）
- 第11条（適合判定通知書の交付等）

### 第3章 適合性判定員等

- 第12条（適合性判定員の選任）
- 第13条（適合性判定員の解任）
- 第14条（適合性判定員の配置）
- 第15条（適合性判定員の教育）
- 第16条（判定の業務の実施及び管理の体制）
- 第17条（秘密保持義務）

### 第4章 判定料金等

- 第18条（判定料金の納入）
- 第19条（判定料金を減額するための要件）
- 第20条（判定料金を増額するための要件）
- 第21条（判定料金の返還）

### 第5章 雑則

- 第22条（判定業務規程の公開）
- 第23条（財務諸表等の備付け）
- 第24条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）
- 第25条（帳簿及び書類の保存期間）
- 第26条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
- 第27条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）
- 第28条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第29条（判定の業務に関する公正の確保）
- 第30条（損害賠償保険への加入）
- 第31条（事前相談）

## 附則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、日本E R I株式会社（以下「E R I」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(4) その他E R Iが定める日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 判定の業務を行う主たる事務所（以下「本社」という。）の所在地は、東京都港区赤坂8丁目10番24号とする。

2 札幌支店の所在地は、北海道札幌市中央区北三条西3丁目1番地とする。

3 盛岡支店の所在地は、岩手県盛岡市中央通1丁目7番地25とする。

4 仙台支店の所在地は、宮城県仙台市青葉区本町2丁目1番29号とする。

5 つくば支店の所在地は、茨城県つくば市吾妻3丁目15番15号とする。

6 宇都宮支店の所在地は、栃木県宇都宮市馬場通り2丁目1番1号とする。

7 高崎支店の所在地は、群馬県高崎市栄町16番11号とする。

8 さいたま支店の所在地は、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番1号とする。

9 千葉支店の所在地は、千葉県千葉市中央区新町3番地13とする。

10 東京支店の所在地は、東京都中央区日本橋1丁目16番11号とする。

11 立川支店の所在地は、東京都立川市錦町3丁目5番22号とする。

12 横浜支店の所在地は、神奈川県横浜市西区高島2丁目6番32号とする。

13 厚木支店の所在地は、神奈川県厚木市中町2丁目6番10号とする。

14 新潟支店の所在地は、新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番10号とする。

15 金沢支店の所在地は、石川県金沢市西念1丁目9番3号とする。

16 長野支店の所在地は、長野県長野市西後町1597番地1とする。

17 松本支店の所在地は、長野県松本市中央1丁目17番16号とする。

18 静岡支店の所在地は、静岡県静岡市駿河区森下町4番30号とする。

19 名古屋支店の所在地は、愛知県名古屋市中村区名駅3丁目25番9号とする。

- 20 三重支店の所在地は、三重県津市羽所町700番地とする。
- 21 京都支店の所在地は、京都府京都市中京区烏丸通押小路の秋野々町535番地とする。
- 22 大阪支店の所在地は、大阪府大阪市中央区本町3丁目5番7号とする。
- 23 神戸支店の所在地は、兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号とする。
- 24 岡山支店の所在地は、岡山県岡山市北区新屋敷町1丁目1番18号とする。
- 25 広島支店の所在地は、広島県広島市中区八丁堀14番4号とする。
- 26 山口支店の所在地は、山口県山口市小郡高砂町1番8号とする。
- 27 高松支店の所在地は、香川県高松市番町2丁目17番15号とする。
- 28 松山支店の所在地は、愛媛県松山市三番町7丁目1番地21号とする。
- 29 福岡支店の所在地は、福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号とする。
- 30 北九州支店の所在地は、福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号とする。
- 31 長崎支店の所在地は、長崎県長崎市万才町3番地5とする。
- 32 熊本支店の所在地は、熊本県熊本市中央区水道町3番22号とする。
- 33 大分支店の所在地は、大分県大分市金池町2丁目1番16号とする。
- 34 鹿児島支店の所在地は、鹿児島県鹿児島市西田1丁目5番1号とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 業務区域は、日本国内の全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 ERIは、法第38条第1項第1号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

## 第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

- 第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、ERIに対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合において、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、ERIに対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
  - 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、ERIに対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
  - 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の

計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。この場合、前5項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 E R I は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があつたときは、次の事項を審査し、いずれの事項にも該当すると認めた場合は、これを引き受ける。

- （1）提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあつた計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
- （2）提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲に該当するものであること。
- （3）提出書類等に形式上の不備がないこと。
- （4）提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- （5）提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 E R I は、前項の審査により同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求め、又は提出書類等を返却する。

3 E R I は、提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返却する。

4 第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、E R I は、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、提出者等とE R I とは、別に定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結するものとする。

5 業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

- （1）提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、E R I の求めに応じ、判定のために必要な情報をE R I に提供しなければならないこと。
- （2）判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - （a）判定料金の額に関すること。
  - （b）判定料金の納入期日に関すること。
  - （c）判定料金の納入方法に関すること。
- （3）判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - （a）適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条及び第10条において「適合判定通知書

等」という。)を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に關すること。

(b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の E R I の責めに歸することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に關する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合には、提出者等は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。

(b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、E R I に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 提出者等は、E R I が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の E R I の責めに歸すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) E R I は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等の責めに歸すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) E R I は、(d)の規定により契約を解除した場合においては、提出者等に対し、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) E R I が負う責任に關する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

#### (判定の実施方法)

第 9 条 E R I は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係るマニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員（以下「適合性判定員」という。）に実施させる。

2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者等又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

4 E R I は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

#### (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合には、その旨を記載した取下げ届出書を E R I に提出する。

2 前項の場合においては、E R I は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

#### (適合判定通知書の交付等)

第 11 条 E R I は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2 E R I は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適

合しないと判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

3 E R I は、前2項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。

(1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他のE R I の責めに帰することのできない事由により、判定を行えなかったとき。

(3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

(4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

4 E R I は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条（同令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を申請者に交付する。

5 E R I は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときにあっては別記様式第3による軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第4による軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。

7 E R I は、E R I が既に適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の交付を行っている建築物について、当該建築物の建築主又は建築主から委任を受けた者より当該書類の再交付の申請があった場合は、その交付を行うものとする。

8 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付（以下「電子交付」という。）とすることができる。なお、第7条第6項による電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）がされた場合における適合判定通知書等その他の図書又は書類の交付については、電子交付とする。

### 第3章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第12条 E R I の代表取締役（以下「代表取締役」という。）は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

2 適合性判定員は、E R I の職員から選任するほか、E R I の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第13条 代表取締役は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

(1) 職務上の義務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

第14条 ERIは、判定の業務を実施するため、適合性判定員を本社に5人以上、第4条に定める支店に1人以上配置する。

2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

3 一の支店の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、本社又は当該支店以外の支店の適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、本社又は当該支店以外の支店において当該判定の業務を行う。

4 ERIは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加する場合その他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第15条 ERIは、適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、ERIの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第16条 ERIは、判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、本社に5人以上、第4条に定める支店に1人以上配置する。

2 ERIは、法第38条第1項第3号に規定する専任の管理者に担当の取締役を任命する。

3 前項の専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第17条 ERIの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第4章 判定料金等

(判定料金の納入)

第18条 提出者等は、別表3及び別表5に定める判定料金（複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の場合は、非住宅部分については別表3、住宅部分については別表5により算定される料金の合計額とする。）を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

3 ERIと提出者等は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができるものとする。

(判定料金を減額するための要件)

第19条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の通知を行うとき。

(2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務を効率的に実施することができるとERIが判断したとき。

(3) あらかじめERIが定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。

(4) あらかじめERIが指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費



性能確保計画の提出等をするとき。

- (5) 第7条第4項又は第5項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。
- (6) 第2号に掲げる場合以外であって、判定の業務を効率的に実施することができるものとE R Iが判断したとき。

(判定料金を増額するための要件)

第20条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとしてE R Iが判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第21条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、E R Iの責めに帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

## 第5章 雑 則

(判定業務規程の公開)

第22条 E R Iは、この規程を判定の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したE R Iのホームページ (<http://www.j-eri.co.jp/>) において公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第23条 E R Iは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第24条 利害関係人は、E R Iの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうちE R Iが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a) E R Iの使用に係る電子計算機と法第46条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
  - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第25条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第47条第1項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る引受承諾書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 適合判定通知書の交付の日（計画の変更に係るものは、変更の適合判定通知書の交付の日）から15年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第26条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中であつては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後にあつては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第27条 ERIは、法第47条第1項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 ERIは、法第47条第2項の書類に準じて規程第7条第3項の申請書類、軽微変更該当証明に係る引受承諾書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第1項の帳簿及び前項の書類の保存期間は第25条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は前条に、それぞれ準ずることとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第28条 ERIは、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（判定の業務に関する公正の確保）

第29条 ERIは、ERIの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 ERIは、ERIの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 ERIの役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、ERI以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) ERIに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) ERIに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項第1号から第4号までに掲げる業務を行った場合

- 4 前3項までに掲げる場合に準ずる場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 5 適合性判定員又はERIの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第30条 ERIは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（年間支払限度額1億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第31条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、ERIに相談をすることができる。この場合において、ERIは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

1. この規程は、2025年4月1日より施行する。

実施：平成29年 4 月 1 日  
改訂：平成30年 4 月 1 日  
改訂：平成30年11月26日  
改訂：平成30年12月10日  
改訂：平成31年 3 月 4 日  
改訂：2019年 8 月 1 日  
改訂：2020年 9 月14日  
改訂：2021年 1 月12日  
改訂：2021年 4 月 1 日  
改訂：2023年 6 月 1 日  
改訂：2023年10月 1 日  
改訂：2024年 4 月 1 日  
改訂：2025年 4 月 1 日

## 別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇』

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1～3桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「004」）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4～5桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6～9桁目   | 西暦                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10桁目    | 1：新築<br>2：増築・改築                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 11桁目    | 1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満<br>2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満<br>3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満<br>4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満<br>5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満<br>6：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇』

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1～3桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「004」）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4～5桁目   | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6～9桁目   | 西暦                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10桁目    | 1：新築<br>2：増築・改築                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 11桁目    | 1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満<br>2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満<br>3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満<br>4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満<br>5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満<br>6：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 非住宅に係る判定料金＞  
別表 3

①【モデル建物法（小規模版を含む。以下同じ。）】 税抜金額（括弧内は税込金額）、単位：円

| 面積（㎡）              | 用途分類（別表 4 による）               |                            |                          |
|--------------------|------------------------------|----------------------------|--------------------------|
|                    | A 種                          | B 種                        | C 種                      |
| 100 未満             | 100,000×N<br>(110,000×N)     | 67,000×N<br>(73,700×N)     | 50,000×N<br>(55,000×N)   |
| 100～300 未満         | 120,000×N<br>(132,000×N)     | 80,000×N<br>(88,000×N)     | 60,000×N<br>(66,000×N)   |
| 300～500 未満         | 132,000×N<br>(145,200×N)     | 88,000×N<br>(96,800×N)     | 66,000×N<br>(72,600×N)   |
| 500～1,000 未満       | 164,000×N<br>(180,400×N)     | 99,000×N<br>(108,900×N)    | 78,000×N<br>(85,800×N)   |
| 1,000～2,000 未満     | 197,000×N<br>(216,700×N)     | 110,000×N<br>(121,000×N)   | 88,000×N<br>(96,800×N)   |
| 2,000～3,000 未満     | 219,000×N<br>(240,900×N)     | 132,000×N<br>(145,200×N)   | 110,000×N<br>(121,000×N) |
| 3,000～4,000 未満     | 252,000×N<br>(277,200×N)     | 164,000×N<br>(180,400×N)   | 132,000×N<br>(145,200×N) |
| 4,000～5,000 未満     | 285,000×N<br>(313,500×N)     | 197,000×N<br>(216,700×N)   | 154,000×N<br>(169,400×N) |
| 5,000～10,000 未満    | 329,000×N<br>(361,900×N)     | 242,000×N<br>(266,200×N)   | 187,000×N<br>(205,700×N) |
| 10,000～20,000 未満   | 384,000×N<br>(422,400×N)     | 285,000×N<br>(313,500×N)   | 219,000×N<br>(240,900×N) |
| 20,000～50,000 未満   | 438,000×N<br>(481,800×N)     | 352,000×N<br>(387,200×N)   | 264,000×N<br>(290,400×N) |
| 50,000～100,000 未満  | 548,000×N<br>(602,800×N)     | 428,000×N<br>(470,800×N)   | 329,000×N<br>(361,900×N) |
| 100,000～200,000 未満 | 712,000×N<br>(783,200×N)     | 526,000×N<br>(578,600×N)   | 424,000×N<br>(466,400×N) |
| 200,000～300,000 未満 | 986,000×N<br>(1,084,600×N)   | 691,000×N<br>(760,100×N)   | 527,000×N<br>(579,700×N) |
| 300,000～           | 1,313,000×N<br>(1,444,300×N) | 941,000×N<br>(1,035,100×N) | 713,000×N<br>(784,300×N) |

N：計算に適用するモデル数による係数（※7 参照）

②【標準入力法(主要室入力法を含む。以下同じ。)] 税抜金額(括弧内は税込金額)、単位：円

| 面積 (㎡)               | 用途分類 (別表 4 による)              |                              |                              |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                      | A 種                          | B 種                          | C 種                          |
| 100 未満               | 166, 000<br>(182, 600)       | 125, 000<br>(137, 500)       | 100, 000<br>(110, 000)       |
| 100～300 未満           | 200, 000<br>(220, 000)       | 150, 000<br>(165, 000)       | 120, 000<br>(132, 000)       |
| 300～500 未満           | 219, 000<br>(240, 900)       | 164, 000<br>(180, 400)       | 132, 000<br>(145, 200)       |
| 500～1, 000 未満        | 274, 000<br>(301, 400)       | 187, 000<br>(205, 700)       | 154, 000<br>(169, 400)       |
| 1, 000～2, 000 未満     | 329, 000<br>(361, 900)       | 219, 000<br>(240, 900)       | 176, 000<br>(193, 600)       |
| 2, 000～3, 000 未満     | 384, 000<br>(422, 400)       | 264, 000<br>(290, 400)       | 219, 000<br>(240, 900)       |
| 3, 000～4, 000 未満     | 438, 000<br>(481, 800)       | 307, 000<br>(337, 700)       | 252, 000<br>(277, 200)       |
| 4, 000～5, 000 未満     | 493, 000<br>(542, 300)       | 362, 000<br>(398, 200)       | 285, 000<br>(313, 500)       |
| 5, 000～10, 000 未満    | 571, 000<br>(628, 100)       | 438, 000<br>(481, 800)       | 329, 000<br>(361, 900)       |
| 10, 000～20, 000 未満   | 658, 000<br>(723, 800)       | 527, 000<br>(579, 700)       | 384, 000<br>(422, 400)       |
| 20, 000～50, 000 未満   | 767, 000<br>(843, 700)       | 631, 000<br>(694, 100)       | 438, 000<br>(481, 800)       |
| 50, 000～100, 000 未満  | 941, 000<br>(1, 035, 100)    | 746, 000<br>(820, 600)       | 548, 000<br>(602, 800)       |
| 100, 000～200, 000 未満 | 1, 206, 000<br>(1, 326, 600) | 920, 000<br>(1, 012, 000)    | 712, 000<br>(783, 200)       |
| 200, 000～300, 000 未満 | 1, 589, 000<br>(1, 747, 900) | 1, 206, 000<br>(1, 326, 600) | 931, 000<br>(1, 024, 100)    |
| 300, 000～            | 2, 068, 000<br>(2, 274, 800) | 1, 530, 000<br>(1, 683, 000) | 1, 210, 000<br>(1, 331, 000) |

<別表3 注意事項>

【計算方法】

- ※1 モデル建物法を使用する場合は別表3①、標準入力法を使用する場合は別表3②を適用する。
- ※2 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法により適用する表を判断する。

【用途分類】

- ※3 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。
- ※4 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。  
①一部にでもA種が含まれるときはA種  
②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種
- ※5 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途による用途分類とする。

【面積】

- ※6 別表3の面積は、非住宅部分の床面積とし、その算定は建築基準法に基づき行う。ただし、増築又は改築の場合には、非住宅部分のうち、増改築に係る部分の床面積とする。

【割増加算】

- ※7 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を別表3①記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

| モデル数 | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6以上  |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 係数N  | 1. 0 | 1. 1 | 1. 2 | 1. 3 | 1. 4 | 1. 5 |

- ※8 建築基準法における確認又は計画通知をE R I以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として別表3において適用される料金の10分の1の額を加算する。
- ※9 標準入力法を使用する場合、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表3②において適用される料金の10分の1の額を加算する。また、計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、※12又は※13において算定された料金に別表3②において適用される料金の10分の1の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合は、※12又は※13中の「別表3から算定される料金」を「別表3②において適用される料金に当該料金の10分の1の額を加算した料金」と読み替える。

【減額等】

- ※10 非住宅部分の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律35,000円（税込38,500円）とする。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。
- ※11 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第30条に基づく認定書（いずれもE R Iで技術的審査を行ったものに限る。）の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表3によらず※13で定める額とする。

【計画変更】

- ※12 計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場

合に限る。)に応じて別表3から算定される料金(※8が適用される場合は適用後の料金)の10分の6の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ①モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
- ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③※10又は※11が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

**【軽微変更該当証明申請】**

- ※13 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数(モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。)に応じて別表3から算定される料金(※8が適用される場合は適用後の料金)の10分の5の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

**【その他】**

- ※14 電子申請以外の申請による場合は一の申請につき2,000円(税込2,200円)を加算する。また、電子申請の場合において、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書の電子交付に加え、紙面での発行を希望する場合も同様に加算する。ただし、複合建築物において別表5注意事項※10が適用される場合については適用しない。
- ※15 ERIの指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、2,000円(税込2,200円)を控除する。ただし、新規提出の場合(※10が適用される場合を除く。)に限り適用し、複合建築物において別表5注意事項※11が適用される場合については適用しない。
- ※16 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,000円(税込5,500円)とする。また、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき10,000円(税込11,000円)とする。ただし、複合建築物において別表5注意事項※12が適用される場合については適用しない。
- ※17 BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。



別表4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

| 分類 | 適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途                                                                      | 用途区分コード |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| A種 | 図書館その他これに類するもの                                                                                       | 08140   |
|    | 博物館その他これに類するもの                                                                                       | 08150   |
|    | 美術館その他これに類するもの                                                                                       | 08152   |
|    | 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの                                                                              | 08170   |
|    | 助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）                                                                               | 08190   |
|    | 児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）                                                                           | 08210   |
|    | 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）                                                                              | 08230   |
|    | 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）                                                                                | 08240   |
|    | 病院                                                                                                   | 08260   |
|    | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場                                                               | 08370   |
|    | 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）                                                                          | 08380   |
|    | ホテル又は旅館                                                                                              | 08400   |
|    | 映画スタジオ又はテレビスタジオ                                                                                      | 08480   |
|    | 劇場、映画館又は演芸場                                                                                          | 08530   |
|    | 観覧場                                                                                                  | 08540   |
|    | 公会堂又は集会場                                                                                             | 08550   |
|    | 展示場                                                                                                  | 08560   |
|    | ダンスホール                                                                                               | 08590   |
|    | 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの | 08600   |
| B種 | 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの                                                                          | 08060   |
|    | 幼稚園                                                                                                  | 08070   |
|    | 小学校                                                                                                  | 08080   |
|    | 義務教育学校                                                                                               | 08082   |
|    | 中学校、高等学校又は中等教育学校                                                                                     | 08090   |
|    | 特別支援学校                                                                                               | 08100   |
|    | 大学又は高等専門学校                                                                                           | 08110   |
|    | 専修学校                                                                                                 | 08120   |
|    | 各種学校                                                                                                 | 08130   |
|    | 幼保連携型認定こども園                                                                                          | 08132   |
|    | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの                                                                                 | 08160   |
|    | 保育所その他これに類するもの                                                                                       | 08180   |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 08192 |
| 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 08220 |
| 診療所（患者の収容施設のないものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 08250 |
| 巡査派出所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 08270 |
| 公衆電話所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 08280 |
| 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 08290 |
| 地方公共団体の支庁又は支所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 08300 |
| 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 08330 |
| マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 08390 |
| 自動車教習所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 08410 |
| 日用品の販売を主たる目的とする店舗                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 08438 |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                    | 08440 |
| 飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 08450 |
| 食堂又は喫茶店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 08452 |
| 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | 08456 |
| 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 08458 |
| 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 08460 |
| 事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 08470 |
| 料理店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 08570 |
| キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 08580 |
| 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの                                                                                                                                                                                                                                                               | 08650 |

|     |                                                                                                                 |       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|     | (当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) |       |
| C 種 | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家                                                                                           | 08310 |
|     | 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設                                                                       | 08320 |
|     | 工場（自動車修理工場を除く。）                                                                                                 | 08340 |
|     | 自動車修理工場                                                                                                         | 08350 |
|     | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの                                                                                                | 08360 |
|     | 畜舎                                                                                                              | 08420 |
|     | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場                                                                                             | 08430 |
|     | 自動車車庫                                                                                                           | 08490 |
|     | 自転車駐車場                                                                                                          | 08500 |
|     | 倉庫業を営む倉庫                                                                                                        | 08510 |
|     | 倉庫業を営まない倉庫                                                                                                      | 08520 |
|     | 卸売市場                                                                                                            | 08610 |
|     | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設                                                                                    | 08620 |
|     | 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの                                                                                            | 08630 |
|     | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの                                                                                                | 08640 |

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

| 分類  | モデル建物法を使用する場合に適用するモデル                          |
|-----|------------------------------------------------|
| A 種 | ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）            |
| B 種 | 事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺） |
| C 種 | 工場                                             |

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 住宅に係る判定料金＞

別表 5

税抜金額（括弧内は税込金額）、単位：円

| 建築物の住宅部分（一戸建ての住宅／複合建）        | 申請種別                                                                 | 料金                                                             |                  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------|
|                              | 単独申請                                                                 | 45,000<br>(49,500)                                             |                  |
| 建築物の住宅部分（共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建）） | 申請種別                                                                 | 基本料金                                                           | 戸当たり料金           |
|                              | 単独申請                                                                 | 120,000<br>(132,000)                                           | 3,000<br>(3,300) |
|                              | ・共同住宅等の料金は、基本料金＋住戸数×戸当たり料金とする。<br>・共用部の審査を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算する。 |                                                                |                  |
|                              | 住戸数                                                                  | 共用部料金                                                          |                  |
|                              | 100 戸以下                                                              | 120,000 (132,000)                                              |                  |
|                              | 101 戸以上                                                              | 次式で算出した額<br>$120,000 + (N - 100) \times 500$<br>N：対象となる建築物の住戸数 |                  |

＜別表 5 注意事項＞

【減額等】

※1 E R I で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用するコース 2 による申請の場合は、別表 5 によらず次の額とする。計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様の額とするが、審査の結果を利用しない場合は※6 又は※8 を適用する。

- ①一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分（一住戸） 10,000 円（税込 11,000 円）  
 ②共同住宅等 10,000 円（税込 11,000 円）に住戸数から 1 を減じた数（一部住戸の変更の場合は変更する住戸数）に 1,000 円（税込 1,100 円）を乗じた額を加算した額

※2 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれも E R I で審査を行ったものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表 5 によらず※8 で定める額とする。ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、別表 5 又は※4 で定める共用部料金を加算する。また、計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とする。

- ①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書  
 ②法第 30 条に基づく認定書  
 ③長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書  
 ④住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書

※3 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべ

き部分がない場合は、別表 5 によらず、一律 35,000 円（税込 38,500 円）とする。

- ※4 一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分（一住戸）、若しくは、原則、木造又は鉄骨造（混構造は除く。）で、延べ面積 1,500 m<sup>2</sup> 以下かつ住戸数 28 戸以下の共同住宅等で、年間を通じて継続して 100 件以上の取引が見込め、判定の業務を効率的に実施することができると E R I が認める場合、別表 5 によらずそれぞれ次の額とすることができる。

| 建築物の住宅部分（一住戸）                       | 申請種別                                                                                                                                         | 料金                 |                  |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------|
|                                     | 単独申請                                                                                                                                         | 34,000<br>(37,400) |                  |
| 建築物の住宅部分（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分（二住戸以上）） | 申請種別                                                                                                                                         | 基本料金               | 戸当たり料金           |
|                                     | 単独申請                                                                                                                                         | 35,000<br>(38,500) | 6,000<br>(6,600) |
|                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅等の料金は、基本料金＋住戸数×戸当たり料金とする。</li> <li>・共用部の審査を行う場合は、共用部料金として 35,000 円（税込 38,500 円）を加算する。</li> </ul> |                    |                  |

#### 【増額等】

- ※5 建築基準法における確認又は計画通知を E R I 以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として別表 5 において適用される料金の 10 分の 1 の額を加算する。ただし、※4 の料金が適用される場合は適用しない。

#### 【計画変更】

- ※6 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表 5 から算定される料金（※4 及び※5 が適用される場合は適用後の料金）の 10 分の 5 の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に 10,000 円（税込 11,000 円）を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- ① 計算方法を変更して申請する場合（共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く。）
  - ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
  - ③ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
  - ④ ※3 が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- ※7 計画変更の申請において、提出図書が E R I で行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の変更申請時の図書と同一である場合には、※6 によらず※1 の料金とすることができる。

【軽微変更該当証明申請】

- ※8 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表5から算定される料金（※4及び※5が適用される場合は適用後の料金）の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に10,000円（税込11,000円）を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- ※9 軽微変更該当証明申請において、提出図書がE R Iで行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の変更申請時の図書と同一である場合には、※8によらず※1の料金とすることができる。

【その他】

- ※10 電子申請以外の申請による場合は一の申請につき2,000円（税込2,200円）を加算する。また、電子申請の場合において、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書の電子交付に加え、紙面での発行を希望する場合も同様に加算する。
- ※11 E R Iの指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、2,000円（税込2,200円）を控除する。ただし、新規提出の場合（※1～※3のいずれかが適用される場合を除く。）に限り適用する。
- ※12 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,000円（税込5,500円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき10,000円（税込11,000円）とする。

<建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 複合建築物に係る判定料金>

- ・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表3、住宅部分については別表5により算定される料金の合計額とする。ただし、別表3注意事項※10と別表5注意事項※3が同時に適用される場合は、35,000円（税込38,500円）とする。
- ・計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

日本 E R I 株式会社 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書号】

第 - - - - 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】

年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

| 受付欄          | 軽微変更該当証明書番号欄 | 決裁欄 |
|--------------|--------------|-----|
|              |              |     |
| 第 ERI- -E5 号 | 第 号          |     |
| 係員氏名         | 係員氏名         |     |

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第 2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定による

軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

建築主 様

日本 E R I 株式会社  
代表者役職及び氏名

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に応当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

建築名称

建築物の用途

用途（非住宅）

工事種別

構造

延べ面積 m<sup>2</sup> 階 数 地上 階 地下 階

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。



## 軽微な変更該当しない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 様

日本E R I 株式会社  
代表者役職及び氏名

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

## 軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 様

日本E R I 株式会社  
代表者役職及び氏名

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

### 記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所

（理由）

（備考）